

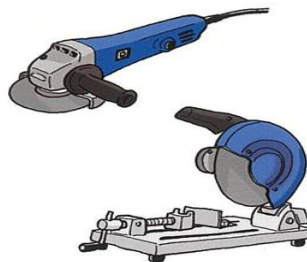
講習のご案内

自由研削と石の取替え等の業務特別教育のご案内

労働安全規則第36条第1号の業務 ⇒ 安全衛生特別教育規程第2条に基づく教育
事業者は、安衛則第36条第1号に掲げる業務のうち、自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。
尚、機械研削用研削盤、機械研削といしの取替え等の業務は、別途、機械研削用の特別教育が必要です。

開催日 令和8年9月24日（木）
受付 8時30分受付、8時45分開講
講習時 8時45分～16時20分
会場 燕三条地場産業振興センター 中会議室
三条市須頃1-17

注）受講者が少数の場合、中止することもありますのでご了承ください。



- 受講料／12,000円（テキスト代、税込）
- 定員／20名
- 受講対象／満18歳以上
- 電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます。

新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター
COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

T E L : 025-232-7611
F A X : 025-232-7612